

平成30年税制改正～「事業承継税制の特例」について

中小企業の経営者の多くが60代後半となり、いかに事業を後継者に引き継ぐかが課題となっています。今回は、平成30年度の税制改正で抜本的に拡充のあった「事業承継税制の特例」についてのご紹介を致します。

「事業承継税制」は平成21年度税制改正で創設されました。

この制度は要件が厳しく利用者が少ないことから、利用者を増やすため、その後の税制改正で要件の緩和が行われてきました。それでも、制度の認知度や認定件数は相変わらず低調のようです。

そこで、現行の「事業承継税制」を原則として、平成30年の税制改正では「事業承継税制の特例」を創設しました。平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間に限定して緩和措置が行われることとなりました。

(1) 新制度の概略

特例後継者が先代経営者等から非上場株式を贈与等された場合、その贈与等された株式の全てに対する贈与税・相続税はその特例後継者が亡くなるまで100%（今までは80%）が猶予される、というものです。

(2) 新制度の要件とは？

- ① 株式を贈与等する人・株式を受贈等する人の要件が拡大
贈与者等する人… 代表権を有する親族外を含む複数の株主
受贈者等する人… 代表権を有する一定の後継者で最大3人までOK
- ② 対象株式数の上限撤廃、猶予割合を100%に
議決権株式の全てを適用対象とし、贈与・相続とも納税猶予対象となりました。
- ③ 雇用確保要件の見直し
5年間の雇用確保が平均8割必要でしたが、未達成でも一定の書類を提出することで納税猶予は継続することになりました。
- ④ 経営環境変化に対応した減免制度の導入
非上場株式を譲渡する・合併する・廃業するなどの経営環境の変化があっても、一定の要件を満たす場合には、売却・廃業の時の株価をもとに納税額を再計算し、一定の納税猶予税額が免除されます。
- ⑤ 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大
後継者が贈与者の推定相続人以外の者であっても、相続時精算課税の適用をうけることができるようになりました。

(3) 現行制度との比較

	現行制度	特例制度（平成30年税制改正）
適用対象株式数の上限	議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分	議決権株式総数の全て
納税猶予税額の割合	贈与の場合 贈与税の100% 相続の場合 相続税の80%	贈与の場合 贈与税の100% 相続の場合 相続税の100%
贈与者・被相続人	代表権を有する先代経営者1人のみ	代表権を有する複数人（人数制限なし）
受贈者・相続人	代表権を有する後継者1人のみ	代表権を有する複数人（最大3名）
雇用確保要件	要件を満たせない場合は納税猶予が打ち切りとなる。	要件を満たせない理由を都道府県に提出すれば納税猶予は継続される。
税額の算出方法	承継時の価格で計算	株価が下がれば差額は免除
相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者で、贈与者の子又は孫	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上である者 受贈者は、贈与者の推定相続人以外の者（同日において20歳以上）である特例後継者も適用対象

(4) 最後に

今回の改正で、従来の「事業承継税制」の要件はそのままでより使い勝手が良くなった感があります。この制度を受けるには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例認定承継会社」として経済産業大臣の認定を受け、税理士等の認定経営革新等支援機関が「特例承認計画書」を作成して都道府県庁に提出する必要があります。

全ての経営者の皆様にこの事業承継税制が有効かというわけではございませんので、ご自身の会社と個人財産の把握を行い、最適な方法で事業承継を進めて頂きたいと考えます。